

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 くきの里 ご案内

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

第0872000708号

当事業所が、あなたに説明する事項は次の通りです

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 愛信会
法人所在地	茨城県土浦市東若松町3379番地
電話番号	029-826-8888
代表者氏名	理事長 松本 好正

2. ご利用事業所

事業所の名称	特別養護老人ホーム くきの里
事業所の所在地	つくば市上岩崎1845-27
電話番号	029-840-1131
管理者	芥川 知己

3. 運営方針

当施設にあたっては、介護保険法令に従い、要介護者の心身の特性を踏まえてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助及び社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、要介護者の心身機能の維持また、その家族を身体的・精神的面より支援することを目的とします。

また要支援者が、可能な限りその住み慣れた地域環境において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助及び社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことによって、要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指す事を目的とします。

4. 居室等の概要

定員 15名（個室3室・4人室3室）

原則として4人部屋をご利用いただきます。個室等のご利用を希望される方は、お申し出ください。

5. 事業実施地域及び営業日

①通常の事業実施地域

つくば市 つくばみらい市 牛久市

②営業日

営業日 365日

営業時間（入退所受付可能時間） 9:00～18:00

6. 職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間	勤務体制
施設長	1	—	—	他の事業所との兼務
生活相談員	1以上	—	—	正規の勤務
介護職員	19以上	—	3以上	早番・日勤・遅番・夜勤
看護職員	3以上	—	—	正規の勤務 夜間は緊急に備え自宅待機
機能訓練指導員	—	1	—	処遇に支障がない範囲で勤務
介護支援専門員	1以上	—	—	正規の勤務
医師	—	1以上	—	毎週火曜日
管理栄養士	1以上	—	—	正規の勤務

*職員配置については本体施設と一体的になります。(換算数での表記ではありません)

7. 利用料金とサービス内容（負担割合1割負担の場合）

(1) 介護予防短期入所生活介護（1日あたりの基本料金等）

個室利用の場合【介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)】

区分	要支援1	要支援2
基本単価	451単位	561単位

4人部屋利用の場合【介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)】

区分	要支援1	要支援2
基本単価	451単位	561単位

(2) 短期入所生活介護（1日あたりの基本料金等）

個室利用の場合【併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)】

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位

4人部屋利用の場合【併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)】

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位

(3) その他（1日あたり）

サービス提供体制加算(Ⅰ)	22単位	質の高いケアを提供する為に看護、介護職員の体制を整えた場合（体制によりいずれか1つ該当） 資格保有率等により変動します。
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位	
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6単位	
看護体制加算(Ⅰ)	4単位	常勤の看護師により、医療ニーズに対応できる体制を整えた場合（体制により双方、またはいずれか該当）
看護体制加算(Ⅱ)	8単位	常勤の看護師により、医療ニーズに対応できる体制を整えた場合（体制により双方、またはいずれか該当）
看護体制加算(Ⅲ)イ	12単位	加算Ⅰを満たし要介護3以上の方の割合70%以上
看護体制加算(Ⅳ)イ	23単位	加算Ⅱを満たし要介護3以上の方の割合70%以上
看取り連携体制加算	64単位	看取り方針を定め、連携体制、家族の同意がある場合 (死亡日含め7日を限度)
医療連携強化加算	58単位	体制を整え要件を満たす重度利用者を受け入れた場合
機能訓練加算	12単位	訓練に従事する理学療法士等を配置した場合

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	専門職の助言に基づき計画書の策定及び計画的に機能訓練を実施した場合（月単位）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	専門職の訪問により計画的に機能訓練を実施した場合（月単位）
個別機能訓練加算	56単位	機能訓練指導員により計画的な訓練を実施した場合
夜間職員配置加算（Ⅰ）	13単位	夜間職員の配置を手厚くした体制を整えた場合
夜間職員配置加算（Ⅲ）	15単位	看護職員、喀痰吸引が実施出来る介護職員が配置された場合
送迎加算（片道）	184単位	施設において送迎サービスを行った場合。
療養食加算	8単位	医師の指示に基づく療養食を提供した場合（1食）
口腔連携強化加算	50単位	歯科医療機関との連携のもと評価を実施かつ関係機関への情報提供を行った場合（月1回）
緊急短期入所受入加算	90単位	サービス計画になく緊急で提供した場合（利用日から7日を限度として）
在宅中重度者受入加算	421単位	利用者が利用している訪問看護事業所の看護師等が施設へ訪問しサービスを提供した場合。（看護体制加算の算定状況により左記のいずれかの金額）
	417単位	
	413単位	
	425単位	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	若年性認知症の方を受けいれ、希望に応じたサービスを提供了した場合
認知症ケア加算（Ⅰ）	3単位	認知症自立度Ⅲ以上の割合50%以上で専門研修修了者を配置した上でケアにあたり技術的指導を行っている場合
認知症ケア加算（Ⅱ）	4単位	専門研修修了者を配置した上でケアにあたり、研修計画に基づき認知症に係る研修を実施している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症生活自立度Ⅲ以上で在宅生活が困難であると医師が判断した場合（利用日から7日を限度として）
業務継続計画未実施減算	▲所定単位のから 100分の1 相当	感染、災害発生時における事業継続計画の未作成、またそれに伴う研修、訓練が未実施の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲所定単位のから 100分の1 相当	虐待防止に係る指針、研修、担当者の選任等が適切に実施されていない場合
身体拘束未実施減算	▲所定単位のから 100分の1 相当	身体拘束について適正な評価、記録、廃止に向けた取り組みがなされない場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位	ICT機器の導入、業務の生産性向上における効果検証、データでの提出等を行い改善が認められる場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位	ICT機器の導入、業務の生産性向上における効果検証、データでの提出等を行った場合
30日を超えるSS	▲30単位	連續して30日を超える利用をした場合（1日につき） 「介護予防の場合」 要支援1：要介護1の単位数の100分の75に相当 要支援2：要介護1の単位数の100分の93に相当
介護職員等待遇改善加算（Ⅰ）	14.0%	一定の基準を満たす場合に左記率を報酬総額に乗算
介護職員等待遇改善加算（Ⅱ）	13.6%	一定の基準を満たす場合に左記率を報酬総額に乗算

介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	11. 3%	一定の基準を満たす場合に左記率を報酬総額に乗算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	9. 0%	一定の基準を満たす場合に左記率を報酬総額に乗算

※介護予防の方は看護体制・夜間職員配置・緊急時体制・受入加算の対象外となります。

※ 地域区分に応じ加算が加わります（つくば市 5級地 1単位あたり10.55円）

(4) 居住費（保険給付対象外=自己負担）

利 用 料	個 室	多床室(4人部屋)
	1, 231円/日	915円/日

(5) 食 費（保険給付対象外=自己負担）

日 額	朝 食	昼 食	夕 食
1, 445円	395円	630円	420円

※但し、居住費・食費について市町村より負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

◎ 支払い方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求いたしますので、15日以内にお支払いをお願いします。利用料金は指定口座から翌月27日頃に引き落としとなります。
(口座引き落としができない状況となった場合は振り込み又は窓口清算となります)

(6) 保険給付対象外費用段階別料金（ ）内は令和6年8月より適用

	改正後の利用者負担段階	部屋	居住費負担額	食費負担額
第一段階	市民税世帯非課税者の老齢福祉年金者 生活保護受給者等	個室	380円	300円
		4人部屋	0円	
第二段階	年金収入等80万円以下 預貯金等が一定額（単身で650万、夫婦で1,650万）を超えないこと。	個室	480円	600円
		4人部屋	430円	
第三段階①	年金収入等80万円超120万円以下 預貯金等が一定額（単身で550万、夫婦で1,550万）を超えないこと。	個室	880円	1, 000円
		4人部屋	430円	
第三段階②	年金収入等120万円超 預貯金等が一定額（単身で500万、夫婦で1,500万）を超えないこと。	個室	880円	1, 300円
		4人部屋	430円	
第四段階	市民税課税世帯の方	個室	1, 231円	1, 445円
		4人部屋	915円	

(7) 介護保険内サービス

介 護 保 険 内 サ ー ビ ス	
入 浴	適切な方法での週2回の入浴又は清拭を実施します。
排 泄 ①	心身の状況に応じて適切な方法により自立に向けた必要な援助を実施します。
排 泄 ②	オムツ使用の方には、適時な交換の実施をします。
オムツ・リハビリパンツ・パット類に関しては、利用期間中は施設のものを使用いたしますのでご用意いただかなくても大丈夫です。尚、特定の品でないと不都合がある場合には、ご持参いただく場合がありますのでご了承下さい。	
着替え・整容	心身の状況に応じて適切な方法により自立に向けた必要な援助を実施します。
機能訓練等	心身の状況に応じて適切な方法により日常生活維持の訓練や機能減退防止訓練等を実施し、自立に向けた必要な援助を実施します。
相談・援助	隨時お受けします。お気軽に声をかけて下さい。
申 請	行政機関等に対する手続きは代行できます。お気軽に声をかけて下さい。
健康管理	かかりつけ医との連携が原則となりますか、嘱託医や看護師等が必要に応じて適切な措置をとる事もあります。その場合には、必ずご家族様にご連絡いたします。

(8) 介護保険外サービス(保険給付対象外=自己負担)

オプションサービス	
理美容サービス	1回2,500円（毎月第2月・第4火）
選択による特別な食事	要した費用の実費
消毒セット	1セット 300円
文書料	1部 10円
電気製品持込 冷蔵庫・TV持込	1日 50円 1日 100円
レクリエーション クラブ・行事	要した費用の実費
地域外交通費	実施地域を超えた地点から1kmあたり 30円
利用延長費用※1 時間外送迎※2 有償送迎※3 院内付き添い費※4	500円（1時間毎） 1,000円 1,840円（1回） 1,000円（1時間あたり）

※1. 入退所受付可能時間 9:00~18:00

18:00~9:00までの夜間・早朝延長につきましては所定の延長料金を申し受けます。

※2. 18:00~9:00までの送迎は行いません。ご了承ください。

(実施地域内のみ 18:30まで可)

※3 自宅以外への送迎を行う場合。

※4. 施設の協力医療機関以外での院内付き添いを行った場合。送迎等の移動時間は含まれません。

8. 協力医療機関等

当施設は、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいております。

嘱託医・協力医療機関

医療機関 つくばシティア内科クリニック

医師 松本 雄太 松本 好正

住所 つくば市吾妻2丁目8-8 つくばシティアビル4F

電話番号 029-856-5500

協力医療機関

名称 筑波学園病院

住所 つくば市上横場2573-1

電話番号 029-836-1355

名称 つくば双愛病院

住所 つくば市高崎1008

電話番号 029-873-2511

名称 筑波記念病院

住所 つくば市要1187-299

電話番号 029-864-1212

協力歯科医療機関

名称 牛久デンタルクリニック

住所 牛久市中央3-34-3 シイナビル1F

電話番号 029-872-8114

名称 東光台歯科医院

住所 つくば市東光台2-1-11

電話番号 029-847-8148

9. 苦情受付

当事業所には、苦情申し立ての「ご利用者相談窓口」を設置しております。

ご利用者相談窓口 介護支援専門員 本田 孝之・古澤 理恵

ご利用時間 午前9:00～午後5:30

ご利用方法 電話 029-840-1131

面接 午前9:00～午後5:30

ご意見Bo× 常時設置しております。

苦情解決責任者・苦情受付担当者及び第三者委員に申し出下さい。

詳しくはパンフレットを御覧下さい。

行政機関その他の苦情受付機関

つくば市役所 高齢福祉課 029-883-1111 (代)

牛久市役所 高齢福祉課 029-873-2111 (代)

つくばみらい市役所 介護福祉課 0297-58-2111 (代)

10. 緊急時の対応

- サービスの提供により事故等が発生した場合は、生じた損害について賠償する責任を負います。協力医療機関を含め、症状及び嘱託医の指示のもと受診を行います。また、緊急を要する場合においては、救急車等で搬送する場合があります。

11. 事故後の対応

- 管理者は、発生した事故について速やかにご連絡すると共に、誠意を持って対処し、事実関係確認後、契約損害保険会社、第三者委員会及び関係市町村へ連絡報告します。又、事故発生の原因究明と予防の検討を行い再発防止に努めます。

12. 非常災害時の対策

- 防災設備（スプリンクラー・自動火災報知機・屋内消火栓・消火器・誘導灯・防火扉、非常通報装置）
毎月1回の消防設備点検を実施しています。
- 訓練
防災訓練計画に基づき年2回の総合訓練と年数回の部分訓練を実施しています。
又、訓練にあたっては地域住民との災害連携に努めています。

13. 施設利用にあたっての留意事項

- 面会時間を遵守してください。(8:00~20:00)
- 面会時は面会簿への記帳を願います。
- 外出、外泊の際は届出用紙に記入し、提出してください。
- 施設内の施設、備品等は、本来の用途に従いご利用ください。
- 用途以外の利用にて破損等を生じた場合は、賠償していただくことがあります。
- 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
- 個人的な飲酒はできるだけお控え下さい。(ご希望の場合は予めご相談下さい)
- 騒音等、他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の居室等へ立ち入らないように願います。
- 多額な現金、高価な装飾品等の貴重品の持ち込みは、ご遠慮ください。(事情により金庫にて保管・お預かりいたします)
- 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮願います。(特別な事情がある場合は予めご相談下さい)

14. その他

(個人情報の使用)

- サービスの提供にあたり、利用者及びご家族の知り得た情報について、必要な限度でその情報を用いる事があります。

15. 提供するサービスの評価について

当事業所においては以下の方法により、サービスの評価、質の向上に努めております。

- CS委員会：毎月第2木曜日開催

利用者・家族へのサービスアンケート、利用者懇談会等を通して提供するサービスの振り返りや質の向上の為の方策を検討実施する。

- ・苦情担当者会議：毎月最終水曜日
サービスに対する苦情や要望に対して具体的な改善、対応策等を検討実施する。
- ・定期自主点検表等：隨時
行政等の示す各種点検表を用いて提供サービスの確認を行う。
- ・サービス第三者評価：現在の実施 無
外部評価機関へ依頼し、事業所の提供するサービスについて評価を行う。

16. 情報開示について

介護保険法に定められた介護サービス情報公表システム、空所情報公表システムにより、以下の項目が茨城県（保健福祉部長寿福祉課）ホームページで閲覧できます。また、法人の経営状況等は法人ホームページ内で閲覧できます。

*申し出に応じてサービス提供にかかる介護・看護記録は施設内にて閲覧できます。

- ・事業者情報
- ・入所待機者状況
- ・短期入所生活介護利用状況
- ・サービス提供状況
- ・認知症に係る取り組み状況
- ・

17. 事業所からの申出により利用を中止させていただく場合

利用者及び契約者またはその関係者が以下の事項に該当する場合、利用を中止させていただく場合があります。

- ① 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ③ 故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合
- ④ 職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS 含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）
- ⑥ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要
- ⑦ その他、職員や他の利用者の尊厳を傷つけると認められる行為

利用同意書

特別養護老人ホーム くきの里をご利用していただくに際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

名称：特別養護老人ホーム くきの里

住所：つくば市上岩崎1845-27

説明者 印

特別養護老人ホーム くきの里を利用するに際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け、同意いたします。

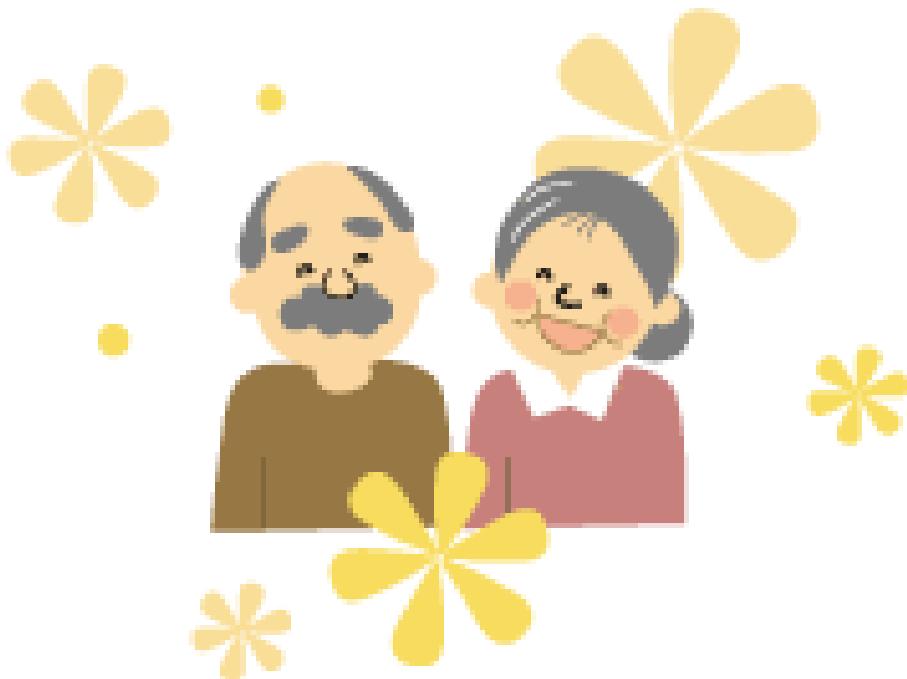
令和 年 月 日

住所：

氏名： 印

ご案内

重要事項説明書



指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所介護

特別養護老人ホーム

くきの里